

# 国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会会則

## (名称)

第1条 この会は、国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

## (目的)

第2条 協議会は、世界農業遺産（GIAHS）に認定された国東半島宇佐地域の伝統的な農業、文化、土地景観、生物多様性などを保全しつつ、その持続的な活用を進め、国東半島宇佐地域を中心とする農林水産業と地域の活性化を図ることを目的とする。

## (事業)

第3条 協議会は、第2条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 国東半島宇佐地域世界農業遺産に係る活用・保全計画（以下、「アクションプラン」という。）の進捗管理に関すること。
- (2) 国東半島宇佐地域世界農業遺産を通じた農林水産業及び地域の活性化に関すること
- (3) 国東半島宇佐地域世界農業遺産の周知・啓発及び情報発信に関すること
- (4) 認定サイトとの連携、情報共有に関すること
- (5) その他国東半島宇佐地域世界農業遺産に関すること

## (会員)

第4条 協議会の会員は、国東半島宇佐地域世界農業遺産の推進に協力する有識者、農林漁業団体の代表者や大分県農林水産部長、及び豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市、姫島村、日出町の各首長等、その他この協議会の活動に賛同し協議会が参加を承認した者（以下、「その他の者」という。）とする。

- 2 会長は、必要と認める会員以外の者を顧問とすることができます。
- 3 第1項に掲げる有識者及びその他の者、前項に掲げる顧問については、本人からの申し出により協議会を退会または顧問を辞任することができる。
- 4 会員及び顧問が次に掲げるいずれかに該当するときは、協議会の承認によって当該会員及び顧問を除名することができる。
  - (1) 協議会の名誉を毀損し、または目的に反する行為をしたとき
  - (2) その他除名すべき正当な理由があるとき

(役員)

第5条 協議会に次の役員をおく。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 6名

(3) 監事 2名

2 役員は、会員の互選とする。

3 役員の任期は、1会計年度とする。

4 各役員の職務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、協議会を代表して会を総括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。

(3) 監事は、協議会の会計を監査する。

(総会)

第6条 総会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

(1) 会員の承認、会員及び顧問の除名

(2) 役員の選任及び解任

(3) 国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会会則（以下、「会則」という。）、国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会会計規則（以下、「会計規則」という。）の改廃

(4) 解散及び残余財産の処分

(5) アクションプランの改廃

(6) 事業計画及び収支予算に関する事項

(7) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めるもの

2 総会は、全ての会員により構成し、会長が必要と認める場合、会員以外の者をオブザーバーとして参加させることができる。

3 総会は、会長が必要に応じて招集し、原則として会長が議長となる。

4 総会は、会員の過半数の出席（次項により書面又は代理人をもって議決権を行使する者を含む。）をもって成立する。

5 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

6 前項の代理人は、代理権を証する書面を協議会に提出しなければならない。

7 総会の議事は、出席会員（第5項により書面又は代理人をもって議決権を行使する者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 会長が必要と認めるときは、書面による決議をもって第1項に掲げる事項を決定することができる。この場合において、書面による決議は、会員

の過半数をもって成立し、回答した会員の過半数をもって議事を決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事会)

第7条 協議会に幹事会をおく。

- 2 幹事会は、協議会構成市町村の担当課の長にある者及び事務局で構成する。
- 3 幹事会は、必要に応じて事務局長が招集する。
- 4 幹事会は、協議会の事業の企画立案及び推進等にあたる。
- 5 幹事会は、協議会の事業実績及び収支決算を審議し、承認する。
- 6 幹事会は、事業推進のため専門部会を設置し、部会の補完のためプロジェクトチームを設置することができる。
- 7 会長は、必要に応じ幹事以外の者を参加させ拡大幹事会として協議の場を設けることができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため事務局をおく。

- 2 協議会事務局は、大分県農林水産部に設置し、事務局長及び事務局次長、事務局員を若干名置く。
- 3 事務局長は、農林水産部長とし、事務局次長を指名する。
- 4 事務局長は、会長の指揮を受け日常の業務を掌理する。
- 5 事務局長は、事務局を代表し、協議会に関する事務を統括する。
- 6 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長不在の場合は代理し、日常の業務に従事する。

(経費)

第9条 協議会の経費は負担金、補助金、寄付金ほか雑収入をもってあてる。

(経理)

第10条 協議会の経理は別に定める会計規則による。

(その他)

第11条 この会則に記載のない事項については、別途協議する。

(附則) この会則は、平成25年4月13日から施行する。

この会則は、平成25年6月21日から施行する。

この会則は、平成28年3月28日から施行する。